

伊達市における特定避難勧奨地点の解除について

平成24年12月14日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、下記の地区の住居については、平成23年6月30日及び11月25日に「特定避難勧奨地点」に設定しました。

今般、モニタリングを行った結果、当該地点の解除後1年間の積算線量が20mSv以下となることが確実であることを確認できたため、平成24年3月30日原子力災害対策本部決定に基づき、「特定避難勧奨地点」を解除いたします。

記

伊達市霊山町上小国の一部	30地点（32世帯）
伊達市霊山町下小国の一部	53地点（58世帯）
伊達市霊山町石田の一部	20地点（22世帯）
伊達市月舘町月舘の一部	6地点（6世帯）
伊達市保原町富沢の一部	8地点（10世帯）

合計 117地点（128世帯）

以上